

研究ノート

韓国人の名づけにみる伝統意識の変化

李 文相*1

キーワード：伝統意識、本貫、行列字（トルリムチャ）、夫婦別姓、族譜

1 はじめに

韓国人の伝統的な名づけ方は、普通2字からなる名の1字に、^{ハンニョルチャ}行 列 字（固有語ではトルリム^{チャ}字と言う。以下、トルリム^{チャ}字と記す）を入れることである。トルリム^{チャ}字とは、同じ始祖を持つ血族の同じ世代の者の名に使われる1文字の漢字のことで、世代別の位置関係を表す役割がある。トルリム^{チャ}字は兄弟姉妹・従兄弟の横ラインと、先祖や子孫の縦ライン四世代を一区切りにして、世代別に決められる。傍系横一行の同世代の者に共通の1文字になっているのである。このトルリム^{チャ}字が同じ世代の従妹を含め、血族全員の名に入れられ、このことによって世代の縦横、上下関係が明らかにされる。

いわゆる儒教は朝鮮時代（1392～1910年）の社会生活全般の基盤であった。そして日本の植民地時代を経て独立解放（1945年）を迎えたが、儒教精神は民の暮らしの中で支柱的役割を果たしてきた。ところが、近年の西洋化とともに核家族化・少子化が加速し、儒教意識が少しずつ希薄になっている。

しかし、祖先に対する冠婚葬祭の儀礼や名づけには、現在も儒教の痕跡が継承されている。

韓国人同士が初対面で名前を言うとき、年上の人から必ず尋ねられるのが「本貫」（ボングァン、一族の始祖発祥地）^{註1}である。例えば、金さんであれば、「あなたはどちらの金さんですか」という意味で金家の本貫を聞くのである。「慶州」であれば、「慶州金氏」、「金海」であれば「金海金氏」とであると名乗る。

相手が同姓であれば、「本貫」を聞くことによって血族関係かどうか解る。そして「名」を聞くことによ

って世代（後述）の違いを知ることができる。それによって相手と自分との世代間の位置がつかめるのである。実際、年齢的には自分が上であっても世代的には相手が自分より上という場合がよくある。このような場合には、血族代数である“^{ハンニョル}行列が高い”ということになり、言葉使いも注意しなければ礼儀に反することになる。また、男女関係で言えば、「同じ本貫同士は結婚できない」という婚姻のタブーが存在する^{註1}。

名は「族譜」（家系記録譜）（写真-1）に記され、先祖から代々子孫へと継承される。族譜には一族の本貫から先祖代々の子孫の名、出生、栄光、死、墓地などが記されている。このように、韓国人は族譜によって、どの家系の何世代の子孫であるかが解る仕組みになっている。族譜には先祖代々から子孫の名がわかるように、親族の名が列記されている。



(写真-1) 慶州金氏の族譜

トルリム^{チャ}字を使う名づけ方式は、中国から儒教を基本原理として韓国に導入されて定着したものである。

*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

しかし近年、両国ともに儒教とは関係のない新しい現象が起きている。

本稿の目的は、儒教に根ざした姓名文化を維持してきた韓国人の、近年の名づけ概念の変化に着目し、その伝統的な名づけ方が変貌した理由を明らかにすることである。そしてそれらが、庶民の儒教意識の希薄化やグローバル化した韓国社会の時代的背景とどのような関わりがあるかについても考察を深める。

2 族譜と名づけの時代的背景

韓国では今も族譜に載っている姓名に伝統意識が残っている。昔ながらの伝統的な「トルリム^{チヤ}字」方式を保ちつつ少しずつ変貌してきた。

近年、韓国からの若い留学生の名前で感じるのは、全体的に動揺する社会的時代的変遷の影響が強いようなのである。その一つは伝統意識よりも個人の幸せを追求する方向に変わってきたことである。さらに言えることは、戦後ハングル世代に育った親は漢字の意味に制約されないで子どもの名づけをしていることである。平和で幸せな人生を送ってほしいという親の願いは感じられても、漢字本来の意味と離れたハングルによる名づけが多くなってきている。

このような名づけの変化のありようについて、以下の順序で考察を進める。

- ・ 苗字と本貫、族譜
- ・ トルリム^{チヤ}字
- ・ 伝統意識と個人の価値観

2-1 苗字と本貫、族譜

韓国人の苗字(氏)は中国からの影響が大きく、すべてが漢字表記で基本的には1字である。苗字の多い順では金・李・朴が上位を占めている。まれに「独孤」、「鮮于」など二字の苗字も見かけるが、その祖先は大陸由来の帰化、渡来であることが多い。(金丁鉉, 2009^{註iii)})

韓国人の苗字は族譜に記載されている本貫によって

特定される。ここで本貫を族譜の事例から見ておく。筆者の本貫は益山なので「益山李氏」(写真-2)ということになる。族譜に李家の祖先から現在に至るまでの血族の名が列記されている。第29代目世代に筆者の名が載っている。(写真-7)



(写真-2) 益山李氏の族譜

29代目の血縁者の名を見ると、筆者と同じトルリム^{チヤ}字の「相」が全員に付けられており、そのことで彼らと筆者は兄弟姉妹の関係だということが解る。

例えば、知らない者同士が世界のどこかで会った場合に仮にお互いが同姓であったとすれば、必ずどちらかが本貫を尋ねる。そして偶然同じ本貫同士なら、お互いのトルリム^{チヤ}字を知るところとなり、族譜を見なくても自分と同世代の兄弟姉妹(従兄弟)なのか、一世代上か下の叔父・叔母か伯父・伯母なのか、あるいは甥か姪であることが解るのだ。年齢がもっと離れている場合なら、祖父か孫の世代だということになる。

ここで、上掲の益山李氏の族譜(写真-2)についてももう少し詳しく見ておこう。(写真3~7)

族譜は昔の古い世代からの記録で、一世代をおよそ30年と考えるなら、筆者の29代目までは始祖から数えておよそ870年になる。ところが、朝鮮時代よりもっと古い新羅時代や高麗時代まで遡る本貫を有する家系もある。長い歴史を生き抜き、族譜を魂のように守

長瀬系 370		二十六世	元玉 男 子 字 順剛 西紀一八八三年癸亥 陰四月二十五日生 西紀一九二〇年庚申 陰九月初三日卒 享年五十八	二十七世	子允錫 男 子 字 順五 西紀一八八四年甲子 陰五月十日生 西紀一九四〇年庚辰 陰三月初九日卒 享年五十七	二十八世	子濟賢 男 子 字 順五 西紀一九〇〇年庚戌 陰十月十二日生 西紀一九四〇年庚辰 四月八日生 享年四十九	二十九世	子順相 男 子 西紀一九〇〇年庚戌 三月一日生 享年四十九	三十世	子孝相 男 子 西紀一九〇〇年庚戌 三月一日生 享年四十九	三十一世	女貞子 女 子 女淑相 女 子 女仁相 女 子 女扶相 女 子
---------	--	------	--	------	---	------	--	------	--	-----	--	------	--

(写真-3) 曾祖父 : 元玉 (26世)
祖父の兄 : 允錫 (27世)

長瀬系 374		二十六世	子濟寬 男 子 西紀一九二二年壬戌 七月四日生 交通院一等機關士 西紀一九六八年戊申 十一月二十五日卒 享年四十七 墓 楊州郡白石面重	二十七世	子鳳相 男 子 西紀一九四六年丙戌 五月五日生 江陵專門學校卒 江陵電力會社勤務 八堂水力發電所 學勤組合委員長 西紀一九七八年戊午 九月二十一日生	二十八世	子英相 男 子 西紀一九五三年癸巳 十一月二十七日生	二十九世	子炳一 男 子 西紀一九八〇年庚申 五月六日生	三十世	女守眞 女 子 西紀一九八三年癸亥 四月二十二日生	三十一世	女沼泳 女 子 西紀一九七八年戊午 九月二十一日生
---------	--	------	--	------	--	------	----------------------------------	------	-------------------------------	-----	---------------------------------	------	---------------------------------

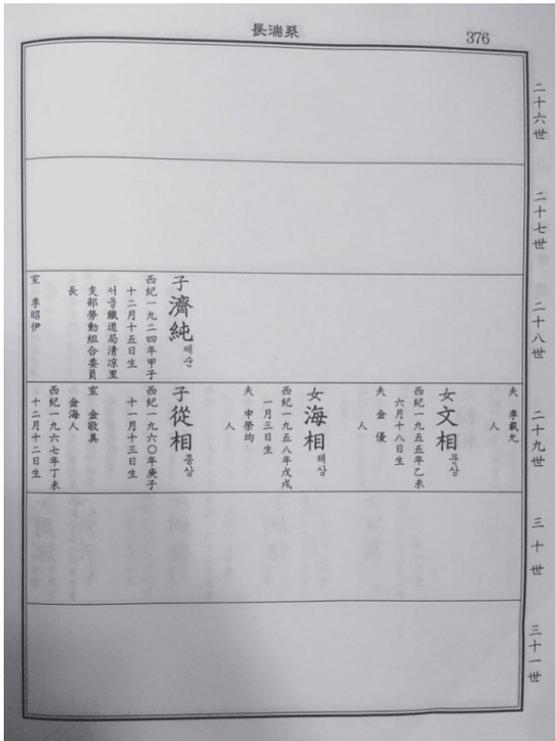
(写真-5) 父 (次男) : 濟寬 (28世)
長兄 : 鳳相 (29世)

長瀬系 371		二十七世	子永錫 男 子 字 興鳳 西紀一九一一年辛卯 陰十月十九日生 西紀一九八〇年庚申 四月二十八日卒 享年六十八 墓 楊州郡白石面重 配 崔銀珍	二十八世	子濟文 男 子 西紀一九二二年壬戌 六月一日生 西紀一九九九年己丑 七月五日卒 享年七十八 墓 土城國民學校后	二十九世	子連相 男 子 西紀一九三二年壬申 四月八日生 西紀一九九九年己丑 六月五日卒 享年六十八 墓 楊州郡白石面重 配 崔銀珍	三十世	子炳進 男 子 西紀一九五四年甲午 七月二十二日生	三十一世	子銅鎬 男 子 西紀一九五六年丙申 六月二十四日生
---------	--	------	--	------	---	------	--	-----	---------------------------------	------	---------------------------------

(写真-4) 祖父 (次男) : 永錫 (27世)
伯父 (長男) : 濟文 (28世)

長瀬系 375		二十九世	子光相 男 子 西紀一九四九年己巳 二月二十三日生 景福高等學校卒 國稅廳勤務 稅務會計士 西紀一九四七年丁亥 六月二十日生 父 李鐘寬 母 周善鏡	三十世	子炳俊 男 子 西紀一九七七年丙辰 十月十七日生	三十一世	女周泳 女 子 西紀一九八四年甲子 五月十三日生	三十二世	女粉相 女 子 西紀一九五三年癸巳 五月二十二日生
---------	--	------	---	-----	--------------------------------	------	--------------------------------	------	---------------------------------

(写真-6) 次兄 : 光相 (29世)
姉 : 粉相 (29世)



(写真 - 7) 筆者 : 文相 (29 世)
妹 : 海相 (29 世)

って脈々と子孫に継承しているのである。

2-2 トルリム字^{チャ}

トルリム字^{チャ}とは韓国語で「廻し(り)字」という意味である。トルリムは「廻る」とか「巡る」という意味で、チャは「字」である。したがってトルリム字^{チャ}は名づけに使う文字が世代ごとにめぐって来ることを表しており、永世安寧と子孫繁栄を願う韓国人の思いが込められている。トルリム字^{チャ}を決めるのは、時代を代表する一族の知識人で、「五行説」(表 1) や「十干十二支」、「一二三四の反復法」等に基づいて決められる。

次に、トルリム字^{チャ}を決める際の方式についていくつか例をあげる。ここに紹介する表 1~4 は、韓国人の族譜編纂委員会編著の『家乗譜』(1994 年) を参考に編成したものである^{註iv}。

○ 五行反復法

(金・水・木・火・土)

(表 - 1) (光山金氏の場合)

世代	字	世代	字	世代	字	世代	字
31	鎮 진	32	澤 택	33	相 상	34	箕 기
35	在 재	36	鉉 현	37	永 영	38	沐 목

○ 天干反復法

(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)

(表 - 2) 驪州李氏・允綵派の場合

世代	字	世代	字	世代	字	世代	字
26	萬 만	27	元 원	28	丙 병	29	寧 녕
30	盛 성	31	起 기	32	庸 용	33	章 장
34	聖 성	35	揆 규				

○ 地支反復法

(子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥)

(表 - 3) (延安李氏、詹事公派の場合)

世代	字	世代	字	世代	字	世代	字
32	教 교	33	肅 숙	34	研 연	35	卿 경
36	振 진	37	冕 면	38	南 남	39	東 동
40	載 재						

○ 一二三四の反復法

(表 - 4) (安東權氏の場合)

世 代	字	世 代	字	世 代	字	世 代	字
31	丙 병	32	仁 인	33	泰 태	34	寧 녕
35	五 오	36	赫 혁	37	純 순	38	容 용
39	九 구	40	斗 두	41	一 일	42	元 원
43	全 전	44	澤 택	45	書 서	46	溟 명

次は、上掲の益山李氏の族譜(写真-3~7)の27代から31代までのトルリム字^{チヤ}を表にしたものである。光山金氏の場合(表-1)と同じく五行反復法的方式をとっていることがわかる。(表-5)

○五行反復法(金・水・木・火・土)

(表-5) 益山李氏のトルリム字^{チヤ}の方式

金	水	木	火	土
○錫	濟○	○相	炳○	○基
27代	28代	29代	30代	31代

トルリム字^{チヤ}の位置は、代ごとに第一字目と第二字目を交互に替える。そして表-5の○のところにその子自身を表す文字が入る。

筆者益山李氏の家系では、五行説の「木から火が生じ、火から土が生じ、土から金が生じ、金から水が生じ、水から木が生じる」とされる相生概念によりトルリム字^{チヤ}が作られている。

もう少し詳しく触れると、父の代のトルリム字^{チヤ}は濟であり、父の世代の名はすべて「濟○」である。五行説の「水」で、名の第一字目にある。筆者の世代の名

はすべて「○相」だ。五行説の「木」で、名の第二字目にある。次の世代の名はすべて「炳○」である。五行説の「火」で、名の第一字目にある。このように、世代が替わると名の前後の位置を替えて、「五行相生」概念を一層強めている。なお、順番を逆にすると「五行相克」となる。五行説で相克は、木は土に、土は水に、水は火に、火は金に打ち勝つとされているので家系に災いや不幸が起きるとされるので使わない。

益山李氏の世代別トルリム字^{チヤ}(表-5)の構成からも五行相生関係が理解できる。

族譜には一般的に女子の名は載せなかった。しかし近年は、女子も族譜に載せる家が増えている。筆者の家系では私の代である29代から女子にもトルリム字^{チヤ}を付けることにしたようだ。筆者の世代は「相=サン」であるが、この一字を漢字名の第二字目に付けると韓国では男子に多い名になる。女子の名前の第二字目には一般的に「-美、-淑、-玉、-姫、-子、-順、-媛」等が多い。筆者の名の文相(ムンサン)の場合、呼び名の響きまでが男らしい印象があって、子どもの頃から名前を呼ばれるのが恥ずかしくて嫌だった。しかし、女子の名前にまでトルリム字^{チヤ}にこだわったことから子々孫々健やかに育ててほしいという先祖の思いが伝わってくるようだ。

このように、韓国人の苗字には始祖の故郷を示す「本貫」があり、代々子孫の名には先祖からの伝統的な考え方が息づいている。

2-3 韓国の姓氏

韓国人の姓名はもともと漢字表記が一般的であった。しかし、1948年に韓国ではハングル専用法が交付され、1970年からは小学校で漢字科目が廃止された。その影響で今日では漢字を知らない世代が増えてきた。

そして近年は、韓国で名づけの仕方が変わり名前に漢字表記できない固有語を使う場合があり、ハングルでしか表記できない名前を持つ若者が増えている。固有語の響きには漢字語のように格式ばった印象が少な

いので女子に多く受け入れられている。

韓国からの留学生の女子の名前には、イスル（露）やポラム（～の甲斐がある）、ハヌル（空）やソラ（さざえ）、チョロン（目が輝く様子の擬態語）などがある。それらは可愛らしさや美しい響きを持つもの、抽象的なイメージのもの、また、詩を連想するような名前なども目立つ。

固有語の名前は、従来は身分の卑しい者の別称として付けられていた。例えば、トル（石ころ）やスエドル（鉄鉱石）、ケットンイ（犬の糞）など、頑丈で硬いイメージを連想させる言葉がそうであるが、これは正式名ではなく家で使う呼び名であった。卑しい名で呼ぶ場合、もう一つ別の理由もあった。男子をわざと石ころのような値打ちのない名前と呼ぶ慣わしがあるが、それは、子どもたちの命を奪っていく鬼神たちに対し、この子はずまらない石ころのような者だから、病気や危害を加える価値もないのでどうかほっといてください、という意味がある。

名づけは産後 21 日目か、遅い時には 100 日目に決めることもある。トルリム^{チヤ}字に基づいた作名とは別に、子どもが生まれないうちや女の子ばかりの家、あるいは子どもを生んでもよく亡くなる家では、悪条件に耐え克服できる名をつけていた（任東権, 1969）^{註v}。

ここで、韓国の姓の変遷について大まかに見ておく。古来より地理的に近い中国とは人の往来や交わりの中で中国人の姓が韓国人の姓として使われるようになったと考えられている^{註vi}。

今日の韓国人の姓数は 249（1975 年の経済企画院による調査）あり、金氏と朴氏を除いて残りの姓 247 が中国と関連付けられる姓である。しかしこの調査結果は、85 年の調査と比べると日本や中国(台湾)やベトナムから帰化した人々の 25 姓を含んでいないことから、いくぶん正確さに欠ける（金容権, 2007）^{註vii}。

朝鮮時代には身分が高い階級にしか苗字はなかったのであるが、朝鮮時代末期になると身分社会自体が崩壊し、日本統治時代（1910～1945 年）の前に施行され

た民籍法によって誰もが苗字を持てるようになった。このため、当時の両班層は自分たちが所有する多くの下僕たちに自分の苗字を分け与えたので、その結果、韓国に金氏・李氏・朴の姓が莫大増えたのである。

現代は、名づけ概念が伝統的な考え方からかなりかけ離れたものになっている。このことについては、次の 3 章で見ることにする。

3 伝統意識と個人の価値観

3-1 名前は「変えられない」から「変える」ものに

2 章では、韓国の名づけに関しては、五行相生概念や、十干十二支思想等に基づき、子々孫々にその世代を表すトルリム^{チヤ}字が選ばれること、名は二文字が一般的で、トルリム^{チヤ}字を除く残り一字だけが自分を識別する文字であることを上で述べてきた。

ところで、儒教的考え方から、名づけの際に祖父や父親の名と同じ字は避けることになっている。これは祖先を敬うことを第一に考えてきた伝統からすると当然のことと理解されており、今でも一般家庭では守られている。

さて、トルリム^{チヤ}字は家父長制を支えるためのもので、女子には一般的に当てはまらない。筆者の名前は男の名なので嫌だったが、名前は「変えられない」ので我慢するほかなかったのである。

ところが、近年韓国では、儒教に基づく古くからの族譜文化に対する疑問や現代の生活様式とのズレに我慢できない人々が多いことが知られるようになった。

実際、身のまわりに大きな変化が起きると自分の名前のせいではないかと思う人や、自分の名前が不幸を招く原因となっているのではないかと思う人たちの多くが、改名するようになったのである。韓国では今もう、名前は「変えられない」のではなく、「変える」ものに変わってしまったと言える。

その理由は、グローバルな世界観や急変する社会の仕組み、特に経済的価値観に対する自分の位置付けが

実態とかけ離れていると気付いて、時代に取り残されたくないという気持ちを持つ人々が増えてきたためである。その理由として考えられるのが、いわゆる儒教思想やトルリム^{チヤ}字に対する疑問や不信感である。

トルリム^{チヤ}字がついた自分の名は、個人のことよりも先祖の家父長制のためにあるからで、個人の幸せのために妨げになっていると考えている人もいるのである。

個人の幸福追求は誰も邪魔できない人間当然の権利であると受け止める一方、先祖を敬う儒教思想やトルリム^{チヤ}字が子孫の繁栄のためだといわれる。しかしその結果は、自分のためには何も役立っていない現実に疑問を抱く人が改名を考え、それを実行しているのである。

筆者の姉が改名した実例を紹介してみよう。私は二人の兄、姉、妹の五人兄弟である。姉がこのほど改名した。その理由は、彼女の名が「粉相」(写真-6)で、筆者同様に自分の名が子どもの時から嫌いだっただけである。姉の名の漢字を見たある作名師^{註viii}から「よくない名前だ」と言われ、ますます気にしていた。しかし本当の理由は、還暦を迎えたのを契機に、これまでよりもっと有意義な人生を歩んでみたいということだった。

私の知る限りでは、姉のこれまでの人生に多少の変化がなかったわけではないが、大企業に勤めていた夫や男女二人の子どもを大学までやり、全員健康で今日まで一応幸せな人生を享受していると思っている。

それなのに、ここ何年間かは改名するかどうか本当に悩んでいた。それが、このほどついに実行したのである。姉は幸せを呼ぶ樹木が育つという字義を持つ名前に改名した。ソウルの区役所で姉は自分一人で戸籍名を変えたという。近年は改名希望者が多く、所轄部署では自分の名前のご苦痛を訴える人への手続きが以前より簡単にできるようになっているそうである。

ソウルの街角には「作名師」という改名を職業とする人の看板が目立つ。姉は改名した後で、一時里帰りした私に対しても、作名師に依頼して作ったという名

の紙を差し出した。まったく関心のない素振りの私を見て諦めたようで、以来そのことは口にしなくなった。

3-2 婚姻の制約

ここで婚姻の制約について考えてみる。血族同士が結婚できないのは韓国では鉄則である。これは古来中国からの思想であるが、現在の中国では婚姻制約の範囲が若干異なる。知人の中国人によれば、中国の婚姻法では同姓不婚に関する規定はなく同姓同士の結婚も可能だと言う。ただし、中国には「中華人民共和国婚姻法」によって三親等以内の結婚はできない規定があり近親婚は禁止されている^{註ix}。日本では、六法全書によると、民法七三四条の「近親者間の婚姻の禁止」の項に、「①直系血族または三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りではない^{註x}。」とあり、従兄弟以上離れていれば血族関係であっても婚姻において問題にはならない。

筆者は以前、知人の日本人から「うちの奥さんとは従妹に当たる」と聞いて、驚いたことがある。

婚姻を男女の自由意志による結合だと考えれば、血族であるから禁止する理由はないであろう。しかしながら、婚姻がある社会の人々を結ぶ紐帯の役割をすると考えれば、同姓不婚が婚姻を制約するものと考えても不思議ではない。

韓国の大学生に対する意識調査によれば、血族間の婚姻に対し、絶対すべきではないと回答した人が12.7%、八親等を超えれば可能であると回答した人が60%だったという^{註xi}。この結果は、結婚に対する韓国の若者の意識が古くからの伝統思想に束縛されていることをうかがわせる。

朝鮮(韓国)では三国時代、身分の違いにかかわらず同姓婚が行われていた。しかし高麗末期に中国から儒教思想の性理学(朱子が大成した新しい儒教)が導入されて以来同姓婚は禁止され、以来同姓同本(貫)不婚が朝鮮時代の慣習法として定着した。同姓不婚の伝

統は、大韓民国の「同姓同本(貫)不婚の原則」につながっている。(韓国 民法第 809 条第 1 項 同姓同本改訂内容)

韓国では、この法律のために婚姻申告ができない同姓同本のカップルが何万組にもなり、その家族を含めて大きな社会問題になっている。このため韓国政府は、1977 年と 1988 年の 2 回、各 1 年間に限り彼らを救済する特例措置を作り婚姻申告を受け入れてきた。

ところが、1997 年 7 月に憲法裁判所がこの「同姓同本(貫)不婚の原則」を謳った民法 809 条が憲法不適合であるとの憲法違反の決定を下したのである。以後、この法律は事実上死文化している。そして 2005 年にはこの同姓同本禁婚の規定は廃止された。その結果、法律上は同姓であっても八親等以上であれば正式な婚姻が可能になったのである。

このような婚姻の制約とこれに関する法の緩和について、先の大学生の意識調査結果を見ると、韓国では一般的に婚姻の制約と若者の意識とには大きなズレはなかったと言える。

次に、日本における婚姻の制約について見てみたい。

日本には 2015 年に話題となった「夫婦別姓」の問題がある。朝日新聞が同年 11 月 7～8 日に行った全国世論調査がある。それによると、「仮にいまから夫婦別姓を選べるとしたらどちらを選びますか?」との問いに対し、「夫婦で同じ苗字」を選んだ人が 78%、「夫婦で別々の苗字」を選んだ人が 11%であった。

この調査結果を踏まえ、筆者は基礎ゼミの学生 26 名に対し同様の調査を行った。調査日は 2015 年 12 月 9 日、回答者は男子 16 名と女子 10 名である。この中に韓国からの留学生男子 2 名が含まれている。

調査方法は以下の通りである。

「夫婦別姓」について、ゼミ生たちに 5 グループに分かれてワールド・カフェ形式で議論してもらった。そして「夫婦別姓」に賛成か反対かを聞き、その理由を書いてもらった。学生たちには資料として、当時の朝日新聞に連載された「結婚をめぐる法律の現状や課

題について」と題する 8 回分の意見記事を参考にしてもらった。結果は次の通りであった。

① 問 夫婦別姓について賛成か? 反対か?

回答 賛成は、男子 6 名と女子 5 名。

反対は、男子 10 名と女子 5 名。

② その理由について

○賛成の男子 6 名の回答

- ・(女子が)自分の姓を名乗りたいたろうから。
- ・(女子も)自分の姓が好きだろうし、思い入れがあると思われる。
- ・(女子も)自分の名を残したいと思うだろうから。
- ・別姓が良いという意見もあるから。

○賛成の女子 5 名の回答

- ・自分の姓を名乗り続けたいから。
- ・両方の姓のどちらでも名乗れるから。
- ・別にこだわらない。名乗りたければ名乗れる。
- ・別姓ならお互いに尊重できるのではないかな。

○反対の男子 10 名の回答

- ・夫婦の一体感がなくなり寂しくなりそうだから。
- ・子どもがイジメの対象になり苦労するから。
- ・苗字が違くと結婚生活がうまくいきそうにない。
- ・家族の一体感は同姓に限る。

○反対の女子 5 名の回答

- ・同姓の方が、夫婦って感じがするから。
- ・子どもが生まれたら困る。イジメにつながる。
- ・家族の一体感がなくなる。法律は守るべきだし。
- ・結婚したら名前は変わるものと思っているから。
- ・自分が「この人なら」と選んだ人であれば、自分の姓を変えることは別にかまわないと思う。

なお、賛成理由にも反対理由にも重複する意見があった。

この調査結果では、「夫婦別姓」に賛成か反対かについての著しい傾向はつかめなかった。事前に配布した新聞記事による専門家の意見に影響を受けたせいがあるかも知れないが、学生の中には質問内容を自分の問題としてよりも一般論として回答した者が多かったよ

うである。まだ若い学生の身分であることを考慮すれば、調査に限界があることも解った。

このゼミの1週間後の2015年12月16日に最高裁が夫婦別姓を認めない民法750条について、結婚すると夫婦どちらかの姓を選ばなければならない夫婦同姓を定めた規定の合理性を認めこれを合憲とした。

この規定は、1898(明治31)年に施行された旧民法の「妻は婚姻により夫の家に入る」との家制度が背景にあることが報道で知られるようになった。この家制度は戦後に廃止されたが、現在の民法でも婚姻の際には「夫または妻の氏を称する」とされており、男女平等的表現ながらも実際には96%の夫婦が夫の名字を選んでいるという現実がある。

日本もかつて、明治時代の半ばまでは夫婦別姓の国だったのである。結婚して同姓を名乗るようになったのは、明治政府が西洋化の一環として法律で強制したからであった。

現代は女性の社会進出が進み、「結婚しても姓を変えたくない」と訴える女性たちの声で、法制審議会が1996年に「選択的夫婦別姓制度」を検討するに至ったが、自民党内で「別姓は家族の一体感を損なう」との反対論が強く、その後は議論も棚上げになっている。

ただし、民法が夫婦別姓を認めていないために、職場で婚姻届を出さないと「事実婚」を選ぶ人も少なくない。事実婚のままだと「法律婚」にはない不利益が生じる場合もある。例えば、配偶者控除が受けられず、所得税や相続税の軽減が認められず、養育に関する法的な助成金が受けられない場合などがある。

なお、先の朝日新聞の調査結果でも、一般的には「夫婦同姓」規定が婚姻の制約として受け止められてはいない。しかし、「夫婦同姓」をこのまま国会の多数決で強制することは女性の人権を奪うことに通じる。著者は一人の女性として、日本の「夫婦同姓」規定は婚姻の制約だと受け止めている。

なお、中国も韓国と同様に「夫婦別姓」が大原則になっていることを強調しておきたい。

4 おわりに

韓国では朝鮮時代からいわゆる儒教意識が民の暮らしの中で支柱的役割を果たしてきた。ところが、思考方式や生活スタイルのグローバル化とともに儒教意識が少しずつ希薄になっており、庶民の名づけ方式にもその変化が顕著に現れている。

本稿の目的は、儒教思想と伝統意識による姓名の名づけ文化を維持してきた韓国人の、近年の名づけ概念の変化に着目し、その伝統的な名づけ方が変容した理由を明らかにすることであった。

韓国人の名づけにおける意識変容の理由は、引き継がれてきた儒教意識の希薄化やグローバル化の社会的、時代的背景によるものではある。しかしそれをもっと具体的に言えば、一個人が自分の幸福を追求する時々の現代的価値観と、韓国の族譜に代表されるような先祖や伝統的生活概念に対する疑問や不信感とのギャップを自分の意思と行動で埋めようとしていることにある。

本稿で名づけの変化に着目したのは、3章の「伝統意識と個人の価値観」で述べたように、名前は「変えられない」から「変える」ものに大きく変貌していることについて、庶民の名づけに対する意識変化に疑問を持ったからである。

同時に、自分の名前を変えることなど思いもよらない筆者にとって、代々続くトルリム^{チヤ}字を無視できるような人は一体どういう見識を持っているのか疑問を感じていた。それを筆者の姉がいみじくも実践して見せてくれた。彼女は何年か迷った末に、このほど正式に自分の名を改名した。その理由は、還暦を迎えたのを契機にこれまでとは違った、もっと幸せな人生を歩んでみたかったからだというものであった。

ソウルの街角に「作名師」という看板が目につくようになったが、改名はもう、今の韓国では特別な目で見られなくなったようである。

同じ3章で「婚姻の制約」を掲げ、婚姻と苗字との関わりについて韓国、日本の現状について考察を試み

た。韓国では同姓不婚の原則により、血族同士は結婚できないというのが鉄則であった。しかし、憲法違反の決定が下ったことで、この法律は廃止された。その結果、同姓であっても八親等以上であれば正式な婚姻が可能になったのである。日本では四親等以上、つまり従兄弟以上離れていれば血族関係でも問題にはならない。（民法七三四条の「近親者間の婚姻の禁止」の項）

また、婚姻の際の夫婦同姓や夫婦別姓の考え方は、日・韓で相当違いのあることが解った。特に日本では夫婦別姓を認めない民法 750 条について、2015 年、最高裁が結婚すると夫婦どちらかの姓を選ばなければならない夫婦同姓を定めた規定の合理性を認めてこれを合憲とした。この判決に対しては女性の立場からさまざまな批判がある。

筆者は、民法が夫婦別姓を認めていないために、婚姻届を出さない「事実婚」を選ぶ人が少なくないこと、事実婚によって「法律婚」にはない不利益を被っていることを知った。その女性たちの立場からすれば、「夫婦同姓」規定は婚姻の制約であると言って差し支えないと考える。「夫婦同姓」をこのまま国会の多数決で強制することは女性の人権を奪うことになると思うからである。

なお、「夫婦同姓」の議論についてはさまざまな立場があるが、家庭の崩壊につながるといったようなイメージ論ではなく、実際に韓国では「夫婦別姓」が大原則であることを考えると、もっと柔軟に考えても良いのではないだろうか。

[註]

註 本貫とは姓の故郷ということもできる。「本」と略称でいう場合もある。「本貫」の「貫」は元々葉錢（平らな円形で中央に方形の穴がある）という意味であり、当時は穴の開いている錢は紐にくくって持ち歩いた。これと同じように、始祖からの同族は一つにくくることができるということから「貫」とい

う用語を使った。（金丁鉉，2009，45）

註ii このタブーに対する概念は、現在ではだいぶ緩和されつつあるが、一般的には避けられているのが現状である。

註iii 金丁鉉；우리 겨레 姓氏 이야기（筆者訳：我が民族の姓氏の話），知識産業社，2009，24

註iv 出所：韓国人の族譜編纂委員会編著，家乗譜，1994，150-151

註v 任 東権；朝鮮の民族，岩崎美術社，1969

註vi 金丁鉉；우리 겨레 姓氏 이야기（筆者訳：我が民族の姓氏の話），知識産業社，2009

註vii 金容権；韓国姓名辞典—韓国の人名を正しく読むために，三修社，2007

註viii 「作名師」とは、改名することを職業とする人である。

註ix 関西中国女性史研究会編，中国女性史研究入門—女たちの今と昔，人文書院，2005

註x 山下友信・山口敦 編；六法全書（平成 28 年度版 II），有斐閣，2016 年

註xi 정 동호；韓国家族法變脈絡，세창出版社，2014，382

[参考文献]

（韓国国内出版図書）

- 1) 金丁鉉；우리 겨레 姓氏 이야기（筆者訳：我が民族の姓氏の話），知識産業社，2009
- 2) 이우각；이름사전（筆者訳：名前辞典），図書出

版 밝은누리, 2005

- 3) 이수건 ; 한국의 성씨와 족보 (筆者訳 : 韓国の姓氏と族譜) , ソウル大学出版文化院, 2003
- 4) 최양구 ; 韓国族譜發達史, 圖書出版혜안, 2011
- 5) 정동호 ; 韓国家族法變脈絡, 세창出版社, 2014
- 6) 廉南燮 ; 우리 가문의 역사가승보 (筆者訳 : 我が家門の歴史家繼譜) , 中央教育資料開發院, 1994
- 7) 이상진 ; 한국족보학개론 (筆者訳 : 韓国族譜學概論) , 民俗院, 2005

(日本国内出版図書)

- 8) 網本光悦 ; 知れば知るほど面白い! 家紋と名字, 西東社, 2013
- 9) 奥村哲 ; 中国の近代史—戦争 社会主義, 青木書店, 1999, 166
- 10) 金容權 ; 韓国姓名辞典—韓国の人名を正しく読むために, 三修社, 2007
- 11) 任東權 ; 朝鮮の民族, 岩崎美術社, 1969
- 12) 八木 透・政岡伸洋 ; こんなに面白い民俗学, ナツメ社, 2004
- 13) 朝日新聞, 連載記事 フォーラム「夫婦の姓」(2015年11月29日~12月27日の5回) ①11/9 (11面) ②12/6 (9面) ③12/13 (11面) ④12/20 (9面) ⑤12/27 (11面) (聞き手 : 長富由希子、津田六平、村上研志、田中洋子ほか)
- 14) 李順然 ; 中国人・文字・暮らし, 東方書店, 27, 1996